

勝浦市農業委員会会議録

(3月定例会)

平成30年3月7日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪田正 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農地の転用の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 平成30年度勝浦市農作業別標準賃金並びに機械による標準農
作業料金の設定について

議案第5号 農業委員会等に関する法律第38条の規定による意見書の提出

第3 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の
提出について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

暦の上では春ということで3月に入りまして、春一番の強風が吹き、それに伴い気温も18度から20度と急激に上がったというような情報を伺っております。

しかしながら、急激に気温が下がりまだ寒くなる日もあり、三寒四温の日々が続いているような状況でございます。

また、水田農地等を見渡しますと畦塗りも始まっているようでありますし、中には荒代掻きも始めたところも一部あるようでございます。

そういったお忙しい中、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は議案の方も多くなっておりますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、平成30年勝浦市農業委員会3月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、7番藤江義博委員及び8番滝口裕都委員を指名いたします。

よろしくお願いします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご説明します。

農地法第4条は、農地の転用の制限であり、自らの農地において権利移動を伴わずに、農地以外に転用しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は貝掛の畑、1筆、324平方メートル及び隣接した山林1筆、204平方メートルを一体として、個人集会施設を建設するための転用を目的とした申請であります。

施設の概要は、木造平屋建て42平方メートル、駐車場80平方メートル、全体では140平方メートル、植栽80平方メートルです。

転用の時期は許可日から平成30年8月31日で、資金計画は、自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、共通の趣味を有する個人が集う集会施設を建設したいとして申請がなされたものであります。

申請位置は、荒川テニスコートの●側、約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、3番数金清美委員をお願いします。

○3番（数金清美委員） 申請の概要は事務局の説明どおりです。

3月5日、現地調査を行い●●氏と面談しました。

申請地は保全管理されている状態であり、共通の趣味を有する個人が集う集会施設を建設したいとし、申請に至ったとのことでした。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、排水は既設の道路側溝に接続され隣接農地への影響はなく、代替性もないと判断されることから問題はないと思われま

す。資金計画も妥当と思われ、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願

いします。

○議長（高吉粧一会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを採決いたします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は植野の畑、1筆、165平方メートル、駐車場に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、駐車場 165平方メートルです。

転用の時期は許可日から平成30年5月31日で、資金計画は、自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は寺の行事の際に駐車場が不足するため、新たに駐車場を確保したいとし、譲渡人は駐車場が不足していることを理解しており、土地を寄付し駐車場の確保に協力したいとして申請がなされたものであります。

申請位置は、赤羽根区事務所の●側、約●●●メートルの地点となります。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は荒川の畑、2筆、1,525平方メートル、仮設事務所の建設、駐車場及び資材置場として一時転用することを目的とした申請であります。

施設の概要は、仮設事務所、4棟、600平方メートル、駐車場及び資材置場、800平方メートルです。

転用の時期は許可日から平成32年1月31日であり、資金計画は、自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、借受者は植野地先の太陽光発電所建設工事に使用する仮設事務所等を建設するために一時転用により借り受けたいとし、貸付者は借受者の希望により了承するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、荒川テニスコートの●側、約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

議案第2号、申請番号1番につきまして、5番浅野香太郎委員をお願いします。

○5番（浅野香太郎委員） 申請の概要は事務局の説明どおりです。

3月3日、現地調査を行い●●と面談しました。

申請地は保全管理の状態であり、不足するお寺の駐車場を確保するために、申請に至ったとのことでした。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への影響への影響はなく、代替性もないと判断されることから問題はないと思われれます。

資金計画も妥当と思われ、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） 続きまして、申請番号2番につきまして、3番数金清美委員お願ひします。

○3番（数金清美委員） 申請の概要は事務局の説明どおりです。

3月5日、現地調査を行い●●氏と現地で面談しました。

申請地は保全管理の状態であり、一時転用により現場事務所等を建設したいとして、申請に至ったとのこととす。

許可要件につきましては、立地基準として転用が原則としてできない第1種農地に該当しますが、仮設工作物の設置が一時的な利用に供するために行われるものであることから例外規定に該当するものであり、隣接農地への影響への影響はなく、代替性もないと判断されることから問題はないと思われま。

資金計画も妥当と思われ、一時転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願ひします。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して知事に送付することに決定いたしました。

続きまして、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願ひします。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明いたします。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成30年2月26日付けで決定を求められたものです。

このたびの3月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画4件、22,296平方メートル、再設定計画3件、7,615平方メートル、合計7件、29,911平方メートルです。

資料の4ページをご覧ください。

申請番号1番、市野川の田1筆、840平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、4月1日から5ヶ年の再設定です。

5ページをご覧ください。

申請番号2番、白木の田2筆、3,639平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、4月1日から5ヶ年の再設定です。

6ページをご覧ください。

申請番号3番、市野川の田1筆、672平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、4月1日から9ヶ年の新規設定です。

7ページをご覧ください。

申請番号4番、荒川の田3筆、3,136平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、4月1日から10ヶ年の再設定です。

8ページから10ページの3件は、名木木戸地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は賃借権であります。

この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構と

の中間管理権が設定されることとなります。

これまで60件に賃借権を設定したところであり、その後の事務の進捗によりこの度の申請に至ったものであります。

8ページをご覧ください。

申請番号5番、上植野の田1筆、177平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、4月1日から16ヶ年の新規設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号6番、上植野・名木・大森の田13筆、20,076平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、4月1日から16ヶ年の新規設定です。

10ページをご覧ください。

申請番号7番、名木の田1筆、1,371平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、4月1日から16ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号、申請番号1番から7番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、平成30年度勝浦市農作業別標準賃金並びに機械による標準農作業料金の設定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

資料の11ページをご覧ください。

本件は、千葉県農業会議において平成30年度の標準賃金並びに標準農作業料金が設定なされたことに伴い、本市の平成30年度の標準額について設定するものです。

各標準額の案につきまして、資料の11-1ページをご覧ください。

今回の千葉県農業会議の設定では、農作業別の標準賃金の水田作業、畑作業とも変更はございませんでした。

機械による標準農作業料金では、水田耕起では耕耘機・トラクターでそれぞれ100円の増、水田代掻きでは耕耘機で100円の増、トラクターで200円の増、刈取脱穀ではコンバインで100円の増、バインダーでの刈取りが100円の増となっております。

また、夷隅郡市の状況については、資料配付時点では大多喜町が検討中との回答でありましたが、その後に回答が得られましたので最新の情報をお知らせしますと、1市2町とも29年度と同額とのことであります。

これらの状況を踏まえ、作業料金については多少の燃料代の上下はあるものの実状としては前年度と特に変化はないと考え、全体的に変更なしとしております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号、農業委員会等に関する法律第38条の規定による意見書の提出についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご説明いたします。

資料の12ページをご覧ください。

本案は、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないとされていることから、今年度、本市農業委員会が開催した定例総会及び農業委員・推進委員合同会議等の活動の場において聴取した意見または提案について取りまとめを行いましたので、別紙意見書案のとおり勝浦市長に提出するものです。

意見の内容につきましては、資料の12-2ページをご覧ください。

案といたしまして朗読いたします。

勝浦市農地等利用最適化推進施策に関する意見書案。

時下、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当農業委員会の活動、運営に格別なるご理解、ご支援を賜り厚く感謝を申し上げます。

また、市単独による有害鳥獣防護柵の設置補助、狩猟免許取得に対する補助につきましては、迅速なご対応を賜り心から感謝を申し上げます。

さて、我が国の農業、農村経済を取り巻く状況が依然として厳しい中、TPP問題や米の生産数量目標の配分の廃止、米の直接支払交付金も今年度までの時限措置が終了となり農業経営の先行きに不透明感が増大し、とりわけ小規模農家にとりましてはさらなる経営不安や生産意欲の減退による農業ばなれが懸念される状況です。

本市においても例外ではなく、水稻農家の高齢化・担い手不足が加速しており、さらには有害鳥獣による農作物への被害が追い打ちをかけ、離農や耕作放棄の増加が深刻な問題となっており農業施策の可及的速やかな対応が求められております。

こうした状況を踏まえ、我々、農業委員及び農地利用最適化推進委員は祖先から受け継がれてきた素晴らしい資産を大切に、本市農業を魅力と希望にあふれる職業として将来に向け持続的かつ安定的な農業経営が行えるよう、その責任と役割を果たすべく農業委員会の最大の使命である農地の利用最適化業務に精一杯努めて参る所存であります。

つきましては、当農業委員会が農地等の利用の最適化の推進をよりよく果たすため、農業委員会等に関する法律第38条の規定により意見書を提出いたしますので、市の施策等に反映して下さいますようよろしくお願いいたします。

平成30年3月7日、勝浦市長 猿田寿男 様、勝浦市農業委員会会長 高旨粧一
内容といたしまして、1 担い手への農地利用集積・集約化

1、農地の集積・集約化について

耕作の不便さを解消し担い手の確保と農地集積に取り組みやすくするため、農地中間管理事業や多面的機能支払などの各種事業の活用について説明会を開催する等、広く周知を図りたい。

農地中間管理機構の制度内容について、耕作者や地権者を対象とした説明会や意見交換

会の開催等、広く周知を図られたい。

2、米政策について

勝浦産の米は千葉県の中でも旨いという評判が高く食味コンクールにおいても常に上位を占めていることから、米のブランド化により認知度を高め将来的に特Aランクの取得を視野に入れた販売戦略の展開及び農産物全般において国際的な食品規格による安全性が確保される栽培・加工技術の普及を図られたい。

農業所得の向上に向けた対策として、地域の特性を活かした早期栽培体系の奨励や、ライスセンターを利用した出荷米に対する買い取り価格の上乗せ等の施策を講じられたい。

3、担い手の育成について

儲かる農業をするためには、米や各種農産物のブランド力の向上及び販売先、流通の確保が急務であるため、成功事例や農業法人立ち上げによるメリットなどをしっかりと把握したうえで若手農業者を中心とした理解者を確保し、行政、農業者、JA及び関連業者が夢をもてる農業ビジョンについて話し合うためのネットワークの構築を図られたい。

地域の農家が一体となって若手農業者を応援していく体制を整備し、未来を担う若者へ農業の魅力や希望の持てる農業政策を強く発信するとともに、若手農業者の働く意欲を高め、幸福度の向上が図れるよう交流事業に対し支援されたい。

2、遊休農地の発生防止・解消

1、遊休農地対策について

高齢農業者の耕作継続の意向や地域の中核的耕作者の経営意向を把握し、優良農地の引継が円滑に行われるよう「人・農地プラン」の話し合いには、農業委員及び農地利用最適化推進委員も参加し、情報提供等、緊密な連携体制を講じられたい。

遊休農地解消のための交付金や補助事業について、農業者の具体的な活用を図るため、勉強会や説明会を定期的で開催し事業の周知を図られたい。

農業者の少ない勝浦・興津地区における一団の遊休農地について、転用事業も含め、有効的に活用するための施策を検討されたい。

2、有害鳥獣対策について

有害鳥獣による被害拡大を防止し、誰もが安全で耕作しやすいほ場づくりのため、市域全体の山際への防護柵、バッファゾーンの設置を促進するとともに地域で行う環境整備への支援の強化など生活圏へ有害鳥獣を進入させない徹底した対策を講じられたい。

有害鳥獣は、農作物への被害のみならず市民の生活環境への影響も懸念されることから、市全体の問題として捉え市域全体で有害鳥獣と向き合う意識の醸成を図るとともに対策を講じられたい。

駆除については、専門家を含めた関係行政機関と協力し、大掛かりな駆除を実施されたい。

併せて、地域の若年層や女性に対して罾による狩猟免許取得を促進されたい。

有害鳥獣の資源化及び雇用の拡充を目的として、行政で獣肉処理加工施設を設置し食肉、ペットフード等の加工及び革製品の原料への活用を検討されたい。

3、新規就農、新規参入の支援

1、新規就農者の確保・育成について

就農を目指す研修生を積極的に受け入れ、地域の後継者育成に協力を希望する農業者もいるため、就農支援金のほか市独自の研修生の生活支援を行い、特色のあるインターンシップ制度を構築し広く研修希望者を募集されたい。

企業参入の契機となる米の栽培方法の均一化、高品質化、また情報発信といった取組に対して支援する施策を講じられたい。

新規就農者が販路に困らないための支援対策として、地域による直売所の設置を奨励するとともに、市内販売業者、飲食店、宿泊施設、朝市と協働し地産地消を推進されたい。

4、その他

1、6次産業化について

地域による6次産業化を奨励するとともに市が計画する道の駅に市内農業者が参画する食品加工工場を設置されたい。

施設野菜を取り入れた野菜の栽培方法、6次産業化への取り組み等について知見を得るための機会を設けていただきたい。

2、女性農業委員の登用について

男女共同参画の観点から、農業委員の任命にあたっては女性2名を確保していただきたい。

3、事務局の体制について

農業委員会活動が、効率的かつ円滑に行えるよう専門的知識を持った経験豊富な職員の増員を図り、事務局の機能を強化されたい。

現地確認等の現場活動が安全で迅速に行えるよう、事務局に専用の車両を配備されたい。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、末吉委員。

○2番（末吉光委員） 12－3ページの下部に、農業者の少ない勝浦・興津地区における一団の遊休農地について、転用事業も含め、有効的に活用するための施策を検討されたいとありますが、もう少し具体的に分かれば教えていただけますか。

○事務局長（窪田正） 勝浦・興津地区の例えば興津バイパスの北側に遊休農地が広がっているところが目に付くという話が過去になされたところでありまして、基本的には農地に再生するという考えを優先しなければいけないのですが、荒れてしまい、その後管理していくのが難しいというのが難しい中で、別の目的への転用などの相談がありましたら乗っていくということでございます。

○2番（末吉光委員） 分かりました。

○議長（高吉粧一会長） 他にご意見ございますか。

はい、谷委員。

○4番（谷敏夫委員） 一つ教えていただきたいのですが、この意見書を農業委員会の会長名で市長に出す訳ですよね。

これを受け取った市側はこの意見書に対して、どういった対応をするのですか。

○事務局長（窪田正） これにつきましては、農業委員会に関する法律の中で必要がある時に提出するという位置づけになっております。

その中身というのが最適化施策の企画・立案、後は農林行政でこのような部分をこのようにしていただきたい、また農林行政に限らず例えば先ほど有害鳥獣の関係もお話しましたが、有害鳥獣の出没が市民環境・生活環境への影響を与えつつあるなどの意見を市側に提出することによって、全てへの対応というのは難しいとは思いますが、対応できるところから関係部署の方に話が行くという形で対応していただくようになっています。

○4番（谷敏夫委員） はい、分かりました。

○議長（高吉粧一会長） 昨年度この会議で市長に提案した意見の中でいち早く取り入れていただいたのが、有害鳥獣の防護柵の関係だと思います。

国や県の指導では、3戸以上の方の農地が集団化されていなければ補助対象にならないということでした。

現在、農地の集積を図っている中で3戸以上ではなく1戸でもいいのではないかとということで昨年度市に対して意見を提出したところ、その内容を農林水産課の方で受けていただき、個人での防護柵の設置に対しても補助を受けられるという対応をしていただきました。

その他にご意見ある方はいらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について及び報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

はじめに、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、資料は13ページとなります。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されている農地の賃貸借の解除・解約の申入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約等の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものです。

このたびの3月定例会にご報告すべき当該件数は1件です。

次に、報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について、資料は14ページから16ページとなります。

このたびの3月定例会にご報告すべき当該件数は3件であります。

受付後、県へ送付いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） なしとの声ございましたので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成30年勝浦市農業委員会3月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時 1 5 分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
